

下妻市立小学校におけるタブレット持ち帰りのルール

令和3年9月1日版

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくためには、タブレットを上手に活用していくことが大切です。家庭でもタブレットが活用できると、家庭学習の助けになるだけでなく、休校時や非常時には学びの保障として役立ちます。

このように、タブレットはとても便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、『下妻市立小学校におけるタブレット持ち帰りのルール』を定めたので、みんなでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1. タブレット持ち帰りの目的

- ・ 学習活動に使用することが目的であること。
- ・ 学習活動に関わることを以外に使用してはいけないこと。

2. タブレットに関する基本的なルール

- ・ 本人のみが使用すること。
- ・ 先生が許可した場合以外は、家の外で使用しないこと。
- ・ 登下校中は、カバンから出さないこと。
- ・ 使用前と使用後は、せっけんで手指をしっかりと洗うこと。
- ・ 落としたり、水に濡らしたりしないよう気を付けること。
- ・ なくしたり、盗まれたりしないよう気を付けること。
- ・ 持ったまま走らないこと。
- ・ 地面や日光の下やストーブの近くなどに置かないこと。
- ・ カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしないこと。
- ・ 画面を鉛筆やペンで触れないこと。
- ・ 湿気の多いところで使わないこと。
- ・ 落書きをしたり、水をかけたり、磁石をひっつけたりしないこと。
- ・ 歩きながら操作をしないこと。

3. タブレットに関する健康上のルール

- ・ 画面に近づきすぎないように気を付け、正しい姿勢で使用する。
- ・ 少なくとも30分に1度は遠くの景色を見るなど、細かく休憩すること。
- ・ 寝る30分前は使用しないこと。

4. タブレットに関する家庭でのルール

- ・ 家庭に持ち帰った場合は家の人に知らせ、家の中の目の届くところに置くこと。
- ・ 使用する前に家の人と使用する時間や内容などをよく話し合うこと。
- ・ 学校に持っていく前に家庭で十分に充電すること。

5. インターネットに関するルール

- ・ インターネットを利用する場合は、家の人にタブレットを回線（Wi-Fi や LTE など）に接続してもらうこと。
- ・ 家の人からの許可や回線がない場合は、インターネットを利用できないこと。
- ・ 他人のアカウントにログインしないこと。
- ・ 自分や自分以外の個人情報（名前や住所や電話番号など）をインターネットに載せないこと。
- ・ 怪しいサイトにアクセスした時は、すぐに画面を閉じて、家の人に知らせること。

6. データなどに関するルール

- ・ タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだ写真や動画などのデータは、先生が許可したものだけを保存すること。
- ・ タブレットに相手を傷付けたり、嫌な思いをさせたりすることを書き込まないこと。
- ・ ID やパスワードは、ほかの人にわからないよう大切に保管すること。
- ・ タブレットを使用すると、操作履歴の記録が残ること。

7. カメラ撮影に関するルール

- ・ 先生が許可した場合以外は、カメラで撮影しないこと。
- ・ カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず相手の許可をもらうこと。

8. 設定変更に関するルール

- ・ 先生が許可した場合以外は、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定を変えないこと。
- ・ ショートカットを作らないこと。

9. 不具合などに関するルール

- ・ タブレットが家庭で壊れたり、なくしたりした場合は、家の人に学校に電話してもらうこと。先生が電話に出ないときは、留守番電話にメッセージを残してもらうこと。
- ・ タブレットは動産保険に加入しているが、修理の内容や回数などにより、家庭でタブレットの修理代や代替機の購入代を負担してもらうことがあること。

10. その他のルール

- ・ 『下妻市立小学校におけるタブレット持ち帰りのルール』を守らなかった場合は、タブレットの持ち帰りや使用ができなくなること。
- ・ 家庭でインターネットを利用するための回線やタブレットを充電する機器は、家庭で用意する必要があること。
- ・ 家庭で回線に接続するための通信費は、家庭の負担となること。